

旧	新	備考（変更箇所）
 ピカラモバイル通信サービス契約約款 2026年<u>8月1日</u> 株式会社 S T N e t	 ピカラモバイル通信サービス契約約款 2026年<u>9月1日</u> 株式会社 S T N e t	(変更)

旧		新		備考（変更箇所）							
第1表 料金		第1表 料金									
第1 利用料金		第1 利用料金									
1 2以外のもの		1 2以外のもの									
1-1 適用		1-1 適用									
（４）特定の契約を条件とする利用料の割引の適用（ピカラいっしょ割）	ア 特定の契約を条件とする利用料の割引（以下「ピカラいっしょ割」といいます。）とは、本契約者（名義が個人のものに限ります。）の住所と同一の場所においてピカラ光ねっと対象タイプ（イに定めるものをいいます。）に係る契約が存すること、若しくはピカラ光ねっと対象タイプの契約申込を行っていることを条件に、ピカラモバイル通信サービス（Aプラン、Dプラン、Sプランの全てのタイプをいいます。ただし、ピカラモバイル IoT SIMに係るものは除きます。）の利用料〔基本額〕（以下「基本利用料」といいます。）の税込価額から、次表に定める額（基本利用料の額が次表に定める額に満たない場合は、その基本利用料の額とします。）の割引を行うことをいいます。 1 契約者回線の月額 <table><tr><td>割引額</td><td>330 円</td></tr></table> イ ピカラいっしょ割に係るピカラ光ねっと対象タイプとは、次のものをいいます。 <table><tr><td>対象タイプ</td><td>ピカラ光ねっとホームタイプ ピカラ光ねっとマンションタイプ （ただし、プラン2-2Bを除く）</td></tr></table> ウ ピカラいっしょ割を選択する本契約者は、ピカラ光ねっとに係る契約管理番号を申告して、当社にお申込みいただきます。 エ 当社は、ピカラいっしょ割の申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）申込時点においてピカラ光ねっと契約若しくはピカラ光ねっと契約の申込が確認できないとき （イ）ピカラいっしょ割の適用対象となる契約者回線の数が増加するとき （ウ）申込のあった本契約者の住所とピカラ光ねっと契約に係る契約者の住所、または、設置場所の住所が異なるとき （エ）申込のあった本契約者の名義が個人のものでないとき （オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき オ ピカラいっしょ割の計算は、月単位で行います。 カ ピカラいっしょ割の適用の開始は、ピカラいっしょ割の申し出を当社が承諾した日を含む月の翌月からとします。 キ 当社は、次に該当する場合には、ピカラいっしょ割の適用を廃止します。	割引額	330 円	対象タイプ	ピカラ光ねっとホームタイプ ピカラ光ねっとマンションタイプ （ただし、プラン2-2Bを除く）	（４）特定の契約を条件とする利用料の割引の適用（ピカラいっしょ割） ア 特定の契約を条件とする利用料の割引（以下「ピカラいっしょ割」といいます。）とは、本契約者（名義が個人のものに限ります。）の住所と同一の場所においてピカラ光ねっと対象タイプ（イに定めるものをいいます。）に係る契約が存すること、若しくはピカラ光ねっと対象タイプの契約申込を行っていることを条件に、ピカラモバイル通信サービス（Aプラン、Dプラン、Sプランの全てのタイプをいいます。ただし、ピカラモバイル IoT SIMに係るものは除きます。）の利用料〔基本額〕（以下「基本利用料」といいます。）の税込価額から、次表に定める額（基本利用料の額が次表に定める額に満たない場合は、その基本利用料の額とします。）の割引を行うことをいいます。 1 契約者回線の月額 <table><tr><td>割引額</td><td>330 円</td></tr></table> イ ピカラいっしょ割に係るピカラ光ねっと対象タイプとは、次のものをいいます。 <table><tr><td>対象タイプ</td><td>ピカラ光ねっとホームタイプ ピカラ光ねっとマンションタイプ （ただし、プラン2-2Bを除く）</td></tr></table> ウ ピカラいっしょ割を選択する本契約者は、ピカラ光ねっとに係る契約管理番号または申込受付番号を申告して、当社にお申込みいただきます。 エ 当社は、ピカラいっしょ割の申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）申込時点においてピカラ光ねっと契約若しくはピカラ光ねっと契約の申込が確認できないとき （イ）ピカラいっしょ割の適用対象となる契約者回線の数が増加するとき （ウ）申込のあった本契約者の住所とピカラ光ねっと契約に係る契約者の住所、または、設置場所の住所が異なるとき （エ）申込のあった本契約者の名義が個人のものでないとき （オ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき オ ピカラいっしょ割の計算は、月単位で行います。 カ ピカラいっしょ割の適用の開始は、ピカラいっしょ割の申し出を当社が承諾した日を含む月の翌月からとします。 キ 当社は、次に該当する場合には、ピカラいっしょ割の適用を廃止します。	割引額	330 円	対象タイプ	ピカラ光ねっとホームタイプ ピカラ光ねっとマンションタイプ （ただし、プラン2-2Bを除く）	(追加)
割引額	330 円										
対象タイプ	ピカラ光ねっとホームタイプ ピカラ光ねっとマンションタイプ （ただし、プラン2-2Bを除く）										
割引額	330 円										
対象タイプ	ピカラ光ねっとホームタイプ ピカラ光ねっとマンションタイプ （ただし、プラン2-2Bを除く）										

通信サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考（変更箇所）						
	（ア）本契約者からピカラいっしょ割の適用を廃止する旨の申込があったとき （イ）毎月１日時点においてピカラ光ねっと契約が終了、若しくはピカラ光ねっと契約の申込を取り消していることを当社が確認したとき （ウ）本契約者の地位の継承又は名義変更があったとき （エ）解約、解除その他理由を問わず本契約が終了したとき （オ）ピカラいっしょ割を継続できない事情が生じたとき ク キ（イ）の規定によりピカラいっしょ割の適用を廃止した場合は、適用の廃止日を含む月のピカラいっしょ割は適用しません。キ（イ）以外の規定によりピカラいっしょ割の適用を廃止した場合は、適用の廃止日を含む月の末日までの基本利用料を、ピカラいっしょ割の適用対象とします。		（ア）本契約者からピカラいっしょ割の適用を廃止する旨の申込があったとき （イ）毎月１日時点においてピカラ光ねっと契約が終了、若しくはピカラ光ねっと契約の申込を取り消していることを当社が確認したとき （ウ）本契約者の地位の継承又は名義変更があったとき （エ）解約、解除その他理由を問わず本契約が終了したとき （オ）ピカラいっしょ割を継続できない事情が生じたとき ク キ（イ）の規定によりピカラいっしょ割の適用を廃止した場合は、適用の廃止日を含む月のピカラいっしょ割は適用しません。キ（イ）以外の規定によりピカラいっしょ割の適用を廃止した場合は、適用の廃止日を含む月の末日までの基本利用料を、ピカラいっしょ割の適用対象とします。							
（略）		（略）		（略）						
		附 則 （実施期日） 1 この改正約款は、２０２６年９月１日から実施します。 （特例措置） 2 ３の特例措置の適用期間は２０２６年９月１日から開始し、終了時期は未定とします。ただし、当社の判断により本契約者への予告なく特例措置の終了及び内容を変更する場合があります。 3 ２の期間中に、ピカラモバイル契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社が別に定める条件を満たす場合、次の特例措置を実施します。 （１）料金表第１表第１（利用料金）１－２（料金額）の規定に係わらず、次の料金額を減額します。ただし、１－２（料金額）に規定する金額が、料金表通則３（料金の計算方法）の規定により日割され、減額する料金額を超えない場合は、当該、日割後の金額を上限に減額します。 1 契約者回線ごと <table><tr><th>タイプ</th><th>適用する期間</th><th>減額する料金額 （税込価格）</th></tr><tr><td>音声&データ通信</td><td>回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から３カ月間 （回線提供開始日が１日の場合は回線提供 開始日の属する料金月から３カ月間）</td><td>800 円（880 円）</td></tr></table>		タイプ	適用する期間	減額する料金額 （税込価格）	音声&データ通信	回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から３カ月間 （回線提供開始日が１日の場合は回線提供 開始日の属する料金月から３カ月間）	800 円（880 円）	（新設）
タイプ	適用する期間	減額する料金額 （税込価格）								
音声&データ通信	回線提供の開始のあった日の 属する料金月の翌月から３カ月間 （回線提供開始日が１日の場合は回線提供 開始日の属する料金月から３カ月間）	800 円（880 円）								